

徳山工業高等専門学校の外活動に係る在り方と基本方針

令和5年3月1日

校長 裁定

1 本校における外活動の在り方

- (1) 外活動は、学校教育の一環として行われる教育活動であり、学生が様々な汎用的能力を身につけ、豊かな学校生活を経験する有意義な活動である。このことから、本校においては外活動指導を教員業務と位置付け、全教員に顧問を委嘱する。
- (2) 外活動は、学生の自主的、自発的な参加を基本とし、学生と教職員との合意形成により適切な活動計画を定め、双方にとって過度な活動にならないよう配慮するとともに、学生が国際交流活動・地域活動・ボランティア活動など、学校内外を問わず多種多様な活動を経験する機会を持てるよう配慮することが必要である。

2 外活動の休養日の設定

- (1) 学期中の平日（以下「平日」という。）では週あたり少なくとも1日以上、学期中の土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）では少なくとも1日以上を休養日とする。
- (2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- (3) 毎回の活動時間は、平日では2時間程度、週末、祝日及び長期休業中では午前もしくは午後の何れかで3時間以内とする。
- (4) 夏・春の長期休業中に、それぞれ少なくとも連続した1週間以上のオフシーズンを設定する。
- (5) 大会参加等で上記の活動時間を超過する場合あるいは休養日が取れない週がある場合は、3カ月以内の活動で振替日を設定する。
- (6) 定期試験の1週間前から試験終了までは外活動を行わない。ただし、大会参加等、事前に校長の許可を得た場合は、必要最小限の活動についてのみ許可する。
- (7) 上記（1）～（6）による年間の総活動時間は、550時間以内を目安とする。

3 外活動の年間計画等の策定

- (1) 顧問は、学生との合意が得られた年間活動計画（参加を予定している大会やコンテスト等、オフシーズン、日常の活動時間及び休養日）を作成し、校長に提出する。
- (2) 顧問は、週ごとの活動計画及び活動報告を校長に提出する。
- (3) 校長は、提出された活動計画・実績について確認し、過度な活動をしていると判断される場合は、当該団体あるいは当該顧問に対し速やかな改善を求める。

4 課外活動の運営

- (1) 校長は、学生、教員等の状況を踏まえ、学生の安全確保等の観点から円滑に課外活動が実施できるよう、適正な数のクラブ・同好会の設置及び指導体制の構築を図る。
- (2) 課外活動に関わるすべての人は、課外活動の実施に当たって、学生の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (3) 教職員は、課外活動指導の方針や活動計画等を学生及び保護者に積極的に開示・説明し、学生及び保護者の理解・協力を得るよう努めるものとする。

以上